

## 健康診断実施に係る利用連絡票及び同意書の取扱いの改正について

### (お知らせ)

現在、人間ドック及び婦人総合健診につきましては、被保険者や被扶養者が直接か事業所経由で当組合に連絡で申し込みをしていただき、当組合から利用連絡票を交付し、受診者はそれを持参して受診して頂いております。

しかしながら、健保の資格については既に健診機関も健保証での確認をしており、当組合においても申し込み時に資格の確認を行っていることから利用連絡票が無くても受診していただくことが可能です。

また、利用連絡票に連記しております同意書及び巡回健診時の同意書につきましても既に個人情報保護方針（プライバシーポリシー）の「レセプト情報や健診情報等の活用と取扱いについて」の内容で公表しており、改めて同意を必要としないことが判明しましたので、両方の取扱いについて、本年4月より廃止させていただきます。